

御前崎市監査告示第6号

平成27年9月2日付けの御前崎市職員措置請求に係る勧告に対する通知が、御前崎市長から平成27年10月30日付け御総第202号であったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により公表する。

平成27年11月2日

御前崎市監査委員 鈴木 俊 夫

御前崎市監査委員 阿南 澄 男



御 総 第 202 号  
平成27年10月30日

御前崎市監査委員 鈴木 俊夫 様  
御前崎市監査委員 阿南 澄男 様

御前崎市長 石原 茂雄



住民監査請求の監査結果に対する意見書（回答）

・平成27年9月2日付け御監第48号で通知を受けた住民監査請求の監査結果に対して次の通り御前崎市としての意見を申し述べる。

監査請求人から提出された監査請求理由書において援用されている「事実の詳細、調査資料」は池新田財産区管理会において、当該工事の完了後、市及び県が完成検査を実施する前に独自に調査をしたものであること、また、援用されている「市より公表された伐採本数・駆除材積ともに大きな差異が生じていた。」とする点に関しても、本事業に対する県の監査結果において、搬出・植栽作業の際に支障となる切り株を伐根したとする市の主張は合理性を有すると認められており、請求者の主張する事実根拠となり得ないものと考えます。

また、市会計管理者の回答にもあるように、工事施工及び検査においては、静岡県松くい虫等防除事業監督・検査・確認調査内規を遵守して実施され検査方法及び検査結果は適正であり、検査結果が合格となっていることから、請求人の理由書に述べられている「推測である」としながらも、「施工業者は少ない数量を、設計数量に合わせて水増しし、原簿となる伐倒野帳を改ざんしていたのでは無いかと疑われる。」という点に関しても、推測に止まるもので、合理的根拠があるものとは認めがたい。

最後に、市の監査において、明らかに財産区管理会並びに地域組織に密接な関係を有する者が、監査委員として監査をとりおこなったことには公正不偏であるべき監査の態度に疑問を拭いきれない部分があり、この点も考慮に入れた本回答であることを付言しておく。

以上

